

市川市防犯カメラ設置利用基準届

市川市長

住 所

氏 名 団体名

代表者

電 話 ()

(法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

防犯カメラの設置及び利用に関する基準	裏面のとおり
防犯カメラの設置状況	(1) 設置予定年月日 (2) 設置台数
添付書類	(1) 防犯対象区域及び防犯カメラを設置している旨等を表示する場所を記載した図面

防犯カメラの設置及び利用に関する基準

1. 設置目的：当会の区域の安全確保
2. 防犯対象区域：当会の区域
3. 防犯カメラ管理責任者：当会
4. 防犯カメラの設置している旨等の表示
防犯カメラを設置している旨等の表示は、次に掲げる事項を記載し、防犯対象区域内の見やすい場所に明示する。
 - (1)防犯カメラを設置している旨
 - (2)管理責任者の氏名及び連絡先
5. 画像の保存方法
画像は、以下の方法で保存する。
 - (1)保存場所：設置している防犯カメラ内
 - (2)保存方法：防犯カメラ内の記録媒体内に保存
6. 画像の保存期間：7日間
7. 防犯カメラの運用時間：24時間
8. 画像の安全管理のための必要な措置
画像の漏えい、滅失又は棄損の防止、その他の画像の安全管理のために必要な措置として、次に掲げる事項を講じるものとする。
 - (1)画像を記録している媒体は施錠により、容易に取り出せないように保管を行う。
 - (2)画像を記録している媒体の破棄は、粉碎処分等により画像を識別できない方法により行う。
 - (3)画像の取扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない旨を当会内で周知徹底する。
9. 苦情処理の手続き
防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときには、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情処理にあたるものとする。